様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	大津市伝統芸能会館のホール等の利用料金の還付		
根拠法令名	大津市伝統芸能会館条例		（条項）第７条
基準法令名	大津市伝統芸能会館条例		（条項）第７条
所管部署	市民部　文化・青少年課　文化振興係		
標準処理期間	３０　日	法定処理期間	－　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

大津市伝統芸能会館条例第７条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに該当する場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　会館の管理の都合により使用の許可を取り消した場合　全額

⑵　天災その他使用者の責めによらない理由により、使用することができなくなった場合　全額

〔根拠法令等〕

大津市伝統芸能会館条例

（利用料金の不還付）

第７条　既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。